**Ⅴ　消費税及び地方消費税の加算**

※【運賃料金表様式例】及び【運賃料金適用方例】は、あくまで設定の例示であり、各社で設定する際は必要に応じ、内容を修正等したうえで行ってください。

　　運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

**Ⅵ　運賃料金適用方**

**１．距離制運賃料金適用方**

（適用区域）

（1）この運賃及び料金は、一般区域貨物自動車運送事業者が免許を受けた自己の事業区域

内に発地又は着地が存する貨物の運送に適用します。

　（適用範囲）

（2）この運賃料金はタンク車により石油類、化成品類及び高圧ガス類を運送する場合に適用します。

　　　石油類には、鉱油原油、燃料油及びその他の石油製品を含み、化成品類には無機化合物、有機化合物、その他の化学製品及び動植物油等の油脂類を含み、高圧ガス類には高圧ガス取締法に定められた品目を含みます。ただし、アスファルトは化成品類運賃を適用します。

（運賃率の範囲）

（3）運賃率には、石油類、化成品類及び高圧ガス類の取卸費を含み、積込費は含みません。

（運賃料金計算の基本）

（4）運賃及び料金は使用車両１車１回の運送ごとに計算します。

（運賃計算の方法）

（5）運賃は運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ１０％の範囲内で計算します。

（端数の処理）

（6）運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。

計算した金額が１００円未満の端数は１００円に切り上げます。

（キロ程の計算）

（7）運送距離は、１車１回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

　　自動車航送船を利用し、通しで運送する場合は航路の前後のキロ程を通算します。

（割増率及び割引率の重複する場合の計算）

（8）２種以上の割増率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

（悪路割増）

（9）運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×０．３

（冬期割増）

（10）運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×０．２

（休日割増）

（11）日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×０．２

（深夜・早朝割増）

（12）深夜・早朝割増の適用時間（午後１０時から午前５時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×０．３

　（化成品類及び高圧ガス類割増）

（13）化成品類及び高圧ガス類は、所定の割増率を適用します。

　（地区割増料）

（14）貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります。）又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の規定により政令で指定された都市（「政令指定都市」といいます）の場合には、所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

　（車両回送料）

（15）１回の運送の総走行キロ中、空車キロが実車キロに５キロ加えたキロ程を超過する場合は、所定の車両回送料を収受します。

（待機時間料）

（16）車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、１回の運送において２箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

（17）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

（2）前号により計算した金額に１円未満の端数が生じた場合は、１円単位に四捨

五入します。

（実費負担）

（18）荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

（1）自動車航走船利用料（航走中の諸経費を含みます）

（2）有料道路利用料

（3）積込料（貨物の積込みを事業者が行ったとき）

（4）作業用具及び作業員費

（5）特殊架装費用

（6）その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

（19）この運賃率は、従業員が１車につき１人乗務する場合の運賃率であり、２人以上の従業員が乗務する場合には１人を超える従業員に係わる費用は実費として収受します。

（19-1）荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、

保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の

附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

（そ　の　他）

（20）この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令

に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

**２．専属制運賃料金適用方**

（運賃料金計算の基本）

（１）この運賃及び料金は、荷主と月間１車貸切り契約を行った場合に適用します。

（２）この運賃及び料金は、車両の走行の有無にかかわらず基礎額を収受し、車両の走行キロに対しては加算額を収受します。

（キロ程の計算）

（３）走行キロの計算は、使用車両が車庫を出発した時から、その作業が終了して車庫に帰庫するまでについて行います。

（距離制運賃料金適用方の準用）

（４）距離制運賃料金適用方の（１）から（３）まで、（５）、（６）、（８）から（13）まで、（17）から（20）は、専属制運賃料金を適用する場合に準用します。

（５）特殊作業内容による運送があった場合は、前各号を基本として臨時の契約をすることができます。